

監査基準報告書 570「継続企業」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 570</p> <p style="text-align: center;"><b>継続企業</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第27号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《6. 監査人の結論》 (省略)</p> <p>《(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない場合における注記又は開示の適切性》 (第19項参照) (省略)</p>	<p>監査基準報告書 570</p> <p style="text-align: center;"><b>継続企業</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第27号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《6. 監査人の結論》 (省略)</p> <p>《(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められない場合における注記又は開示の適切性》 (第19項参照) (省略)</p>

新	旧
<p>A24. 財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている場合、財務諸表が適正に表示されているか否かの監査人の判断には、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容の検討や、関連する注記事項を含む財務諸表が、基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかの検討が含まれる。監査人は、事実と状況によって、適正表示を達成するために追加的な注記事項が必要であると判断する場合がある。これには、例えば、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されているが、入手した監査証拠に基づき、監査人が重要な不確実性が認められないと結論付けており、かつ、適用される財務報告の枠組みにおいてこれらの状況に関する注記事項が明確には要求されていない場合が該当する（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 14 項参照）。ただし、我が国においては開示に関する規則等によって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について財務諸表以外の箇所において開示することが求められている場合がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>A24. 財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている場合、財務諸表が適正に表示されているか否かの監査人の判断には、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容の検討や、関連する注記事項を含む財務諸表が、基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかの検討が含まれる。監査人は、事実と状況によって、適正表示を達成するために追加的な注記事項が必要であると判断する場合がある。これには、例えば、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されているが、入手した監査証拠に基づき、監査人が重要な不確実性が認められないと結論付けており、かつ、適用される財務報告の枠組みにおいてこれらの状況に関する注記事項が明確には要求されていない場合が該当する（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 12 項参照）。ただし、我が国においては開示に関する規則等によって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況について財務諸表以外の箇所において開示することが求められている場合がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：付録 1）</li> <li>－ 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：付録 1）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：付録 1）</li> <li>－ 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：付録 1）</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>《付録 継続企業の前提に関する監査報告書の文例》</b>（A28 項、A30 項及び A31 項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《文例 2》重要な不確実性が認められるものの不十分な注記がなされていることにより財務諸表に重要な虚偽表示がある場合における限定付適正意見の監査報告書</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>《付録 継続企業の前提に関する監査報告書の文例》</b>（A28 項、A30 項及び A31 項参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《文例 2》重要な不確実性が認められるものの不十分な注記がなされていることにより財務諸表に重要な虚偽表示がある場合における限定付適正意見の監査報告書</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b> [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。 監査基準報告書 700 第 34 項は、全ての企業を対象として、経営者の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p><b>財務諸表監査における監査人の責任</b> [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。 監査基準報告書 700 第 39 項は、全ての企業を対象として、監査人の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b> [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。 監査基準報告書 700 第 31 項は、全ての企業を対象として、経営者の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p><b>財務諸表監査における監査人の責任</b> [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。 監査基準報告書 700 第 36 項は、全ての企業を対象として、監査人の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p><b>《文例3》重要な不確実性が認められ、当該不確実性について要求される注記が財務諸表に行われていない場合における不適正意見の監査報告書</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>《文例3》重要な不確実性が認められ、当該不確実性について要求される注記が財務諸表に行われていない場合における不適正意見の監査報告書</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b> [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。 監査基準報告書 700 第 34 項は、全ての企業を対象として、経営者の継続企業に関する責任</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b> [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。 監査基準報告書 700 第 31 項は、全ての企業を対象として、経営者の継続企業に関する責任</p>

新	旧
<p>について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p><b>財務諸表監査における監査人の責任</b>  [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。  監査基準報告書 700 第 39 項は、全ての企業を対象として、監査人の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]  (省 略)</p>	<p>について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p><b>財務諸表監査における監査人の責任</b>  [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。  監査基準報告書 700 第 36 項は、全ての企業を対象として、監査人の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]  (省 略)</p>
<p><b>《文例 4》継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でないと判断されているが、継続企業の前提により財務諸表が作成されている場合における不適正意見の監査報告書</b>  (省 略)</p>	<p><b>《文例 4》継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でないと判断されているが、継続企業の前提により財務諸表が作成されている場合における不適正意見の監査報告書</b>  (省 略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付]  [〇〇監査法人]  [事業所名]  [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注 1)  (省 略)</p> <p><b>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b>  [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。  監査基準報告書 700 第 34 項は、全ての企業を対象として、経営者の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p><b>財務諸表監査における監査人の責任</b>  [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。  監査基準報告書 700 第 39 項は、全ての企業を対象として、監査人の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]  (省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付]  [〇〇監査法人]  [事業所名]  [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注 1)  (省 略)</p> <p><b>財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b>  [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。  監査基準報告書 700 第 31 項は、全ての企業を対象として、経営者の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]</p> <p><b>財務諸表監査における監査人の責任</b>  [監査基準報告書 570 付録文例 1 参照。  監査基準報告書 700 第 36 項は、全ての企業を対象として、監査人の継続企業に関する責任について監査報告書に記載することを要求している。]  (省 略)</p>
以 上	以 上

以 上